

盛岡広域振興局長告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年8月30日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡雫石町丸谷地68番71の一部、68番73の一部、68番77及び68番186並びにこれらの区域に介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 東日本旅客鉄道株式会社